

1 趣旨

県内林業関係者と連携して林業労働災害の未然防止と林業経営体の労働安全管理の向上を図るため、次のとおり林業労働災害発生時の情報を一元的に収集し、共有する。

2 情報共有の対象となる作業

造林から皆伐までの林業作業及び里山整備や竹林整備事業等、労働基準監督署へ「林業」として届出を行う作業等とする。

3 報告者

広島県内の次の経営体とする（以下、「林業経営体」という。）

- (1) 広島県において認定を受けた、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づく認定事業主
- (2) 広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領により登録された経営体
- (3) 任意の（1）（2）を除く林業経営体

4 報告の流れ

(1) 死亡災害

林業経営体は、死亡災害が発生した場合は、事業の種類にかかわらず、林業課林業経営・技術指導担当に対し、速やかに様式1「林業の死亡災害速報」を提出し、状況が整理され次第、様式2「災害防止策」を提出する。

(2) 休業4日以上 の 傷害災害

林業経営体は、休業4日以上 の 傷害災害が発生した場合は、林業課林業経営・技術指導担当に対し、労働基準監督署に提出した「労働者死傷病報告」の写しを提出する。

なお、次の災害については、別途、事業を所管する機関から随時情報提供を受けることとし、本マニュアルの報告対象から除く。

ア 治山事業及び林道事業、県営林事業における災害

イ 「緑の雇用」新規就業者育成事業（以下、「緑の雇用」という。）の研修期間中の災害

ウ 国有林野事業における災害

エ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター広島水源林整備事務所（「水源林事務所」という。）の事業（以下、「水源林事業」という。）における災害

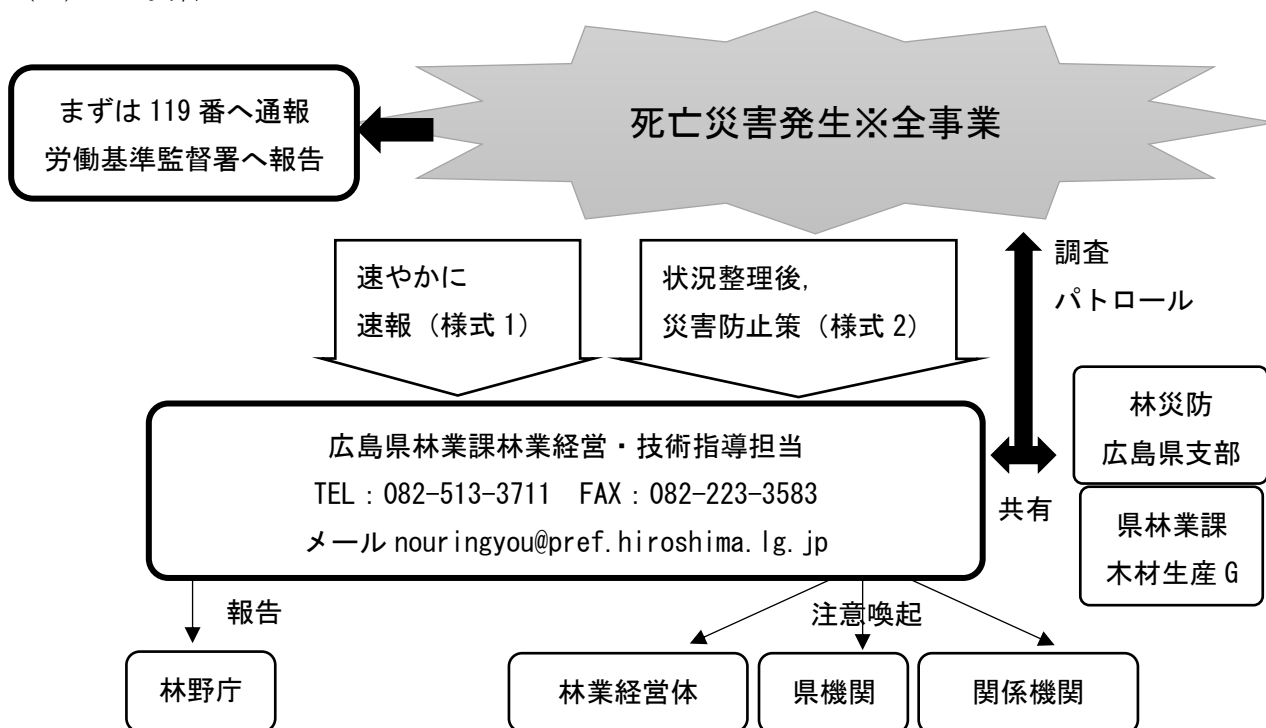
5 情報共有

報告事項については、林業・木材製造業労働災害防止協会広島県支部（以下、「林災防広島県支部」という。）と情報を共有して安全指導に役立てる。

また、林業経営体、広島県各農林水産事務所（農林事業所）及び事業担当課（以下、「県機関」という。）、広島県林業労働力確保支援センター、広島県森林組合連合会、広島県木材組合連合会、水源林事務所等（以下、「関係機関」という。）に対しては、被災者の個人・企業情報を除いて情報共有し、注意喚起を図る。

6 情報共有体制図

(1) 死亡災害



(2) 休業4日以上 of 傷害災害

